

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業施設管理課)	42
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	43
○道営土地改良事業計画の決定…………… (農業施設管理課)	43
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	43
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	44
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	44
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防災害課)	45
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防災害課)	45
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	47
道立衛生研究所告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	48
道教育庁胆振教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	48

告 示

北海道告示第286号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。
平成23年4月19日
北海道知事 高橋 はるみ

多度志土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成23. 4. 1	理事	堀井 修	深川市幌内1560番地
同	同	同	柏倉 晃	同 多度志南1481番地1
同	同	同	堂田 幸男	同 宇摩1572番地
同	同	同	板垣 義行	同 多度志2074番地

同	同	同	西川 信雄	同 鷹泊2012番地
同	同	同	板垣 政友	同 湯内1505番地
同	同	監 事	斉藤 英樹	同 多度志3225番地
同	同	同	大川 広志	同 鷹泊1126番地
退 任	同 23. 3. 31	理 事	堀井 修	同 幌内1560番地
同	同	同	大井 利也	同 湯内1786番地1
同	同	同	近澤 和弘	同 鷹泊1406番地
同	同	同	岡田 秀隆	同 多度志175番地
同	同	同	松井 勝實	同 宇摩1478番地
同	同	同	柏倉 晃	同 多度志南1481番地1
同	同	監 事	竹内 譲	同 多度志160番地1
同	同	同	竹田 武志	同 幌内216番地
中新土地改良区				
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成23. 4. 1	理 事	五十嵐 吉美	同 樺戸郡月形町字月ヶ岡366番地
同	同	同	高松 春夫	同 月形町字当別原野357番地の9
同	同	同	岩中 政見	同 石狩郡当別町字中小屋1996番地3
同	同	同	堂前 康雄	同 樺戸郡月形町字当別原野3612番地10
同	同	同	平塚 春往	同 石狩郡当別町字中小屋5311番地
同	同	同	中西 政春	同 当別町字中小屋5240番地7
同	同	同	中西 健一	同 当別町字中小屋3362番地5
退 任	同 23. 3. 31	同	田畑 富美男	同 当別町字中小屋2851番地15
同	同	同	五十嵐 吉美	同 樺戸郡月形町字月ヶ岡366番地
同	同	同	高松 春夫	同 月形町字当別原野357番地の9
同	同	同	岩中 政見	同 石狩郡当別町字中小屋1996番地3
同	同	同	堂前 康雄	同 樺戸郡月形町字当別原野3612番地10
同	同	同	平塚 春往	同 石狩郡当別町字中小屋5311番地
同	同	同	中西 政春	同 当別町字中小屋5240番地7
浜益土地改良区				
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成23. 4. 4	理 事	野村 賢一	同 石狩市浜益区柏木19番地5
同	同	同	袴田 勝	同 浜益区実田85番地の1
同	同	同	野村 武美	同 浜益区柏木3番地13
同	同	同	河野 幹男	同 浜益区実田224番地2
同	同	同	羽山 明雄	同 浜益区柏木24番地

就任	平成23. 4. 4	監事	笹賢一	石狩市浜益区柏木68番地1
同	同	同	大沼彰	同 浜益区川下246番地19
退任	同 23. 4. 3	理事	野村賢一	同 浜益区柏木19番地5
同	同	同	袴田勝	同 浜益区実田85番地の1
同	同	同	野村武美	同 浜益区柏木3番地13
同	同	同	河野幹男	同 浜益区実田224番地2
同	同	同	羽山明雄	同 浜益区柏木24番地
同	同	監事	笹賢一	同 浜益区柏木68番地1
同	同	同	大沼彰	同 浜益区川下246番地19

北海道告示第287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成23年4月7日、浜益土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第288号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（鹿追美蔓地区（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、除磔））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成23年4月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第289号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成23年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 石狩市浜益区幌1010の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 石狩市厚田区小谷292の3地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、357、361（以上2筆国有林。）
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所 十勝郡浦幌町字チブネオコッペ8の1地先（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4 (1) 保安林予定森林の所在場所 松前郡松前町字原口175地先・195地先・206地先・272地先・553の2地先・559の89地先（以上6筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡美瑛町宇ルベシベ6916の3・9477（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 6(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡音威子府村字物満内1地先（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 7(1) 保安林予定森林の所在場所 河東郡上士幌町字上音更18の9（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに石狩市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第290号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡中標津町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡標津町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第291号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成23年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 阿寒郡鶴居村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、鶴居村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び鶴居村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示292号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

大沢の沢川（I-33-0610）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

室蘭市大沢町2丁目、3丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

学校の沢川（I-33-0870）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

室蘭市港南町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する)

北海道告示293号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

札幌平岸1条7丁目（I-0-93-93）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

札幌市豊平区平岸1条7丁目、8丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

札幌平岸4条12丁目（I-0-100-100）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

札幌市豊平区平岸4条12丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

札幌月寒東2条20丁目（I-0-110-110）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

札幌市豊平区月寒東2条20丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する)

4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

室蘭大沢町2（I-3-207-1847）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

室蘭市大沢町2丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

<p>次の図のとおり</p> <p>5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭大沢町3丁目2 (I-3-210-1850)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市大沢町3丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港南町1丁目 (I-3-72-1712)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港南町1丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港南町2丁目1 (I-3-74-1714)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港南町2丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港南町2丁目2 (I-3-75-1715)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港南町2丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港南町2丁目3 (I-3-76-1716)</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港南町2丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港南町2丁目7 (I-3-81-1721)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港南町2丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭天神町2 (I-3-238-1878)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市天神町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭天神町5 (I-3-240-1880)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市天神町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭天神町6 (I-3-241-1881)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市天神町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
--	---

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭天神町7 (Ⅱ-3-126-1299)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市天神町 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
天神町1の沢の沢川 (Ⅰ-33-0590)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市天神町 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
天神町2の沢 (Ⅰ-33-0600)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市天神町 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する)

**総合振興局告示及び
振興局告示**

北海道十勝総合振興局告示第48号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年4月19日

北海道十勝総合振興局長 竹 林 孝

1 落札者に係る物品等の名称 (1リットル当たりの単価) 及び調達予定数量

- (1) 重油 (J I S 1種2号) 9,500リットル
- (2) 重油 (J I S 1種2号) 219,000リットル
- (3) 重油 (J I S 1種2号) 14,300リットル
- (4) 灯油 (J I S 1号) 13,200リットル
- (5) 灯油 (J I S 1号) 17,300リットル
- (6) 灯油 (J I S 1号) 14,900リットル
- (7) 灯油 (J I S 1号) 8,600リットル
- (8) 灯油 (J I S 1号) 9,900リットル
- (9) 灯油 (J I S 1号) 5,900リットル
- (10) 灯油 (J I S 1号) 8,300リットル
- (11) 灯油 (J I S 1号) 13,400リットル
- (12) 灯油 (J I S 1号) 12,300リットル
- (13) 灯油 (J I S 1号) 57,800リットル
- (14) 灯油 (J I S 1号) 7,900リットル

2 落札を決定した日

平成23年3月18日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)
 - ア 氏 名 北海道カーオイル株式会社
 - イ 住 所 帯広市大通南5丁目1番地
- (2) 1の(2)及び(13)
 - ア 氏 名 北栄商事有限会社
 - イ 住 所 中川郡本別町向陽町3番地4
- (3) 1の(3)
 - ア 氏 名 中山産業株式会社
 - イ 住 所 十勝郡浦幌町字緑町5番地
- (4) 1の(4)及び(5)
 - ア 氏 名 株式会社晃陽燃料
 - イ 住 所 帯広市東5条南21丁目1番地9
- (5) 1の(6)、(7)及び(11)
 - ア 氏 名 熱原帯広株式会社
 - イ 住 所 帯広市東5条南6丁目15番地

(6) 1の(8)及び(9)	ア 氏名 日晃産業株式会社 イ 住所 上川郡新得町栄町2番地
(7) 1の(10)	ア 氏名 中保石油株式会社 イ 住所 河西郡中札内村大通り南5丁目47番地
(8) 1の(12)	ア 氏名 有限会社酒森商事 イ 住所 広尾郡大樹町寿町2丁目18番地
(9) 1の(14)	ア 氏名 株式会社北村商店 イ 住所 十勝郡浦幌町字幸町7番地
4 落札金額	(1) 82円80銭 (2) 78円 (3) 80円90銭 (4) 77円80銭 (5) 77円80銭 (6) 77円60銭 (7) 77円60銭 (8) 83円 (9) 83円 (10) 85円 (11) 82円 (12) 82円30銭 (13) 83円 (14) 78円
5 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
6 一般競争入札の公告	平成23年2月4日付け北海道十勝総合振興局告示第8号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	(1) 名称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

道立衛生研究所告示	
北海道立衛生研究所告示第21号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成23年4月19日 北海道立衛生研究所長 長井忠則	
1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量	重油（JIS1種1号） 1,040,000リットル
2 落札を決定した日	平成23年3月23日
3 落札者の氏名及び住所	(1) 氏名 茂田石油株式会社 (2) 住所 旭川市住吉4条2丁目8番13号
4 落札金額	76円70銭
5 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
6 一般競争入札の公示	平成23年2月8日付け北海道立衛生研究所告示第9号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	(1) 名称 北海道立衛生研究所企画総務部総務課 (2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目
道教育庁胆振教育局告示	
北海道教育庁胆振教育局告示第30号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成23年4月19日 北海道教育庁胆振教育局長 宮田康宏	
1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量）	(1) A重油（北海道伊達高等養護学校） 48,000リットル (2) 灯油（北海道登別明日中等教育学校） 20,000リットル
2 落札を決定した日	平成23年4月5日

3 落札者の氏名及び住所

(1)ア 氏名 北海道エネルギー株式会社
イ 住所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

(2)ア 氏名 河辺石油株式会社
イ 住所 小樽市稲穂2丁目19番8号

4 落札金額

(1) 84円50銭
(2) 88円00銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成23年2月22日付け北海道教育庁胆振教育局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号
